

安否情報における個人情報の取扱について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）

第二節 安否情報の収集等

（市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集）

第九十四条 市町村長は、政令で定めるところにより、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）を収集し、及び整理するよう努めるとともに、都道府県知事に対し、適時に、当該安否情報を報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じて自ら安否情報を収集し、及び整理するよう努めるとともに、総務大臣に対し、遅滞なく、これらの安否情報を報告しなければならない。
- 3 安否情報を保有する関係機関は、前二項の規定による安否情報の収集に協力するよう努めなければならない。

【施行令】

（避難住民に関する安否情報に収集及び整理）

第二十三条 市町村長は、法第五十四条第二項に規定する避難の指示を伝達したときは、法第六十二条第一項の規定により法第一百四十八条第一項の避難施設又は法第七十五条第一項第一号の収容施設に向けて誘導する避難住民及びこれらの施設に滞在する避難住民について、速やかに、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

- 一 氏名
 - 二 出生の年月日
 - 三 男女の別
 - 四 住所
 - 五 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
 - 六 前各号に掲げるもののほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- 2 前項に規定するもののほか、同項の市町村長は、同項に規定する避難住民について、法第六十九条第一項の規定による避難住民の復帰のための措置を終了するまでの間、継続的に、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。
- 一 居所
 - 二 負傷又は疾病の状況

三 前二号に掲げるもののほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

- 3 法第五十四条第六項（法第五十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定により避難住民を受け入れた市町村長は、当該市町村の区域内に所在する法第百四十八条第一項の避難施設及び法第七十五条第一項第一号の収容施設に滞在する避難住民について、第一項の市町村長と協力して、同項各号に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。
- 4 前三項に規定するもののほか、市町村長は、次のいずれかの事実を知ったときは、当該事実に係る避難住民（第一項及び前項に規定する避難住民を除く。）について、第一項各号及び第二項各号に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。
- 一 当該市町村の住民が避難住民となったこと。
 - 二 当該市町村の区域内に避難住民が滞在していること。

（武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に関する安否情報の収集及び整理）

第二十四条 市町村長は、当該市町村の区域内で武力攻撃災害により死亡した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内で死亡したものを含む。）があると認めるときは、その者について、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる情報
- 二 死亡の日時、場所及び状況
- 三 死体の所在

- 2 市町村長は、当該市町村の区域内で武力攻撃災害により負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内に在るものを含む。）があると認めるときは、その者について、前条第一項各号及び第二項各号に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。
- 3 市町村長は、当該市町村の区域外において当該市町村の住民が武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した事実を知ったときは、当該住民について、第一項各号に掲げる情報又は前項に規定する情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

（安否情報の収集及び報告の方法）

第二十五条 法第九十四条第一項の規定による安否情報の収集は、市町村が保有する資料の調査、法第六十二条第一項の規定により避難住民を誘導する者による調査又は都道府県警察、消防機関、医療機関その他の関係機関に対する照会その他これらに準ずる方法により行うものとする。

- 2 法第九十四条第一項の規定による安否情報の報告は、書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の送付その他の総務省令で定める方法により行うものとする。

(総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の提供)

第九十五条 総務大臣及び地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。

2 前項の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長は、個人の情報の保護に十分留意しなければならない。

【施行令】

(安否情報の提供)

第二十六条 法第九十五条第一項の規定により安否情報について照会をしようとする者は、照会をする理由、その氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を明らかにしなければならない。

2 前項の照会を受けた総務大臣又は地方公共団体の長は、当該照会に係る者の安否情報を保有している場合において、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否かの別を回答するものとする。

3 前項の場合において、総務大臣又は地方公共団体の長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる情報（武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、第二十四条第一項各号に掲げる情報）を回答するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項は、総務省令で定める。

※ 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、個人の情報を保護することによる利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量を行い、公益上の必要性の方がより高いと判断されたときをいう。例えば、特に混乱の大きい事態において、親族等からの安否情報の照会がない場合に、マスコミからの照会に応じ一定の情報を提供することにより、避難住民の安否を周知させることが可能と判断される場合などが該当する。

また、公益性の判断をした上で回答するに当たっても、すべての情報を一律に回答するのではなく、照会目的等の状況に応じ、必要な情報のみ回答することになる。例えば「居所」については、具体的な地番等を示すのではなく、単に「自宅」「病院」等と開示し、「傷病の有無」についても「重傷」「全治○週間」などにとどめるなどの配慮を行うことが考えられる。